

振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育

事業者は、就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる振動工具取扱者に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するために安全衛生教育を実施するよう指針が定められています。

当協会では、標記講習を下記のとおり実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

平成 21 年 7 月 10 日に改正された「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき実施します。(基発 0710 号 2 号)

対象者

さく岩機、タンパ、ハンドハンマー、バイブレーター、エンジンカッター、グラインダーや研削盤、刈払い機、携帯丸のこ、インパクトドライバーなどの振動を伴う振動工具を使用して行う作業に従事する労働者



記

日 程	年 月 日 (曜 日)	:	~	:
会 場				
科 目 時 間	1. 振動工具に関する知識 2. 振動障害及びその予防に関する知識 3. (振動障害の予防措置を含む) 4. 関係法令等	1.0 時間 2.5 時間 0.5 時間	教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間 等を含みません。	
受講資格	なし			
受講料	会員 7,850円 一般 11,150円	(受講料 6,600円、テキスト代 1,250円) (受講料 9,900円、テキスト代 1,250円)	消費税込 消費税込	
申込期限	定員 40名 ※開催日の2週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。			
申込み先	(公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 八幡浜市江戸岡 1-1-14 (公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 宇和島市丸之内 1-3-20 バスセンター 2 階	TEL. (0894) 22-2296 FAX. (0894) 22-2281 TEL. (0895) 25-8867 FAX. (0895) 24-1339		
修了証	全科目受講した方に交付します。 事業者には受講証明書を発行します。(3年間保存義務)			
その他	1. 遅刻した方は入場をお断りします。 2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。 3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。 4. 受講者が 10 人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。			
問合せ	(公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 TEL. (0894) 22-2296 ※ 講習の詳細は、(公社)愛媛労働基準協会HP「特別教育」でも確認できます。			